沖縄県自然環境保全審議会委員(公募委員)募集要項

1 公募の趣旨

県は、沖縄県の自然環境の保全に係る基本事項やその他各種法令に基づく事項を審議する機関として、沖縄県自然環境保全審議会を設置しています。

沖縄県自然環境保全審議会は、これまで主に、自然公園や自然環境保全地域の指定、 鳥獣保護区の設定及び温泉法に基づく土地掘削許可等の審議を行っております。

今後の沖縄県の自然保護行政の充実を図るためには、県民の皆様の御意見等を反映させる必要があります。

そこで県では、県行政の意思形成過程に県民が直接に参加する機会を確保するため、沖縄県自然環境保全審議会の委員を広く県民から募集いたします。

本県の自然保護に関心をお持ちの方で、積極的に意見を述べていただける方の御応募をお待ちしております。

2 審議会の概要

名 称	沖縄県自然環境保全審議会
審議事項	県の自然環境の保全に係る基本事項等
委員構成及び人数	学識経験者、住民代表者、公募により選ばれた者等、
	30名以内で構成されます。
任 期	委嘱の日から2年間
会議の開催	年数回(1回の開催時間は、2時間程度)
謝礼等	審議会に出席いただいた場合には、県で定める委員報酬
	及び旅費をお支払いします。

3 募集人数 1名

4 応募資格

次の(1)~(5)のいずれの要件にも該当する方

- (1) 県内に在住する方
- (2) 年齢が20歳以上の方
- (3) 沖縄県議会の議員又は県の執行機関の常勤職員でない方
- (4) 地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 16 条各号に掲げる者に該当しない方

【地方公務員法第16条】

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行 を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日 から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立 した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成 し、又はこれに加入した者
- (5) 年数回開催される審議会に出席可能な方

5 応募方法

(1) 申込手続

次に掲げる書類を沖縄県環境部自然保護課あてに持参、郵送、FAX 又は E-mail のいずれかの方法で提出してください。

ア 応募申込書

イ 作文

「・テーマ「沖縄の自然とその利用について」

↑・800 字程度、様式自由、未発表のもの

※なお、提出された書類は返却しませんので、予め御了承ください。

(2) 応募期間 : 令和7年9月1日(月)~令和7年9月30日(火) 必着

【持参の場合】受付時間は、午前9時00分から午後5時00分までです。 なお、土・日・祝日は閉庁のため、受付できません。

【郵送の場合】令和7年9月30日(火)必着ですので御注意ください。

【FAX、E-mail の場合】

令和7年9月30日(火)の午後5時15分までに到着するように送信願います。 また、送信後は、電話連絡により到達確認を行ってください。(データサイズが 大きい場合等に届かないケースがあるため)

(3) 募集要項及び応募申込書の配布場所

沖縄県自然保護課ホームページに掲載するほか、次の場所で配布します。

- ◇沖縄県自然保護課(那覇市泉崎 1-2-2 県庁 4 階)
- ◇沖縄県行政情報センター (那覇市泉崎 1-2-2 県庁 2 階)
- ◇宮古行政情報コーナー(宮古島市平良字西里1125 宮古事務所1階)
- ◇八重山行政情報コーナー(石垣市字真栄里438-1 八重山事務所1階)

6 選考方法

自然環境保全審議会公募委員選考委員会において、提出された応募申込書及び作文により選考します。また、書面審査での選考が困難な場合は、面接を実施します。

7 選考結果の公表

選考結果については、沖縄県自然保護課ホームページ及び行政情報センターにおいて公表します。

8 応募先及び問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2 沖縄県環境部自然保護課 自然公園班 TEL 098-866-2243 / FAX 098-866-2855 e-mail aa039004@pref.okinawa.lg.jp